

国民年金保険料の
免除などを受けた期間の

追納のおすすめ

国民年金保険料の免除を受けた期間や、学生納付特例および若年者納付猶予を受けていた期間の保険料が納付されていない場合は、将来受け取る老齢基礎年金の受取額は満額ではありません。

将来の老齢基礎年金の受取額を、満額に近づけるために後から保険料を納付（追納）することができます。

保険料を追納することができます期間は、10年以内です。

※平成24年4月分は平成34年4月まで
なお、保険料を追納する場合は、納付年度が古い分から順次行うこととなっております。

免除などを受けた年度	追納保険料額（円）			
	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	3/4免除	半額 免除	1/4 免除
平成14年度	14,940	—	7,470	—
平成15年度	14,720	—	7,360	—
平成16年度	14,510	—	7,260	—
平成17年度	14,560	—	7,280	—
平成18年度	14,610	10,950	7,300	3,650
平成19年度	14,640	10,970	7,320	3,650
平成20年度	14,760	11,070	7,370	3,690
平成21年度	14,840	11,120	7,420	3,700
平成22年度	15,100	11,320	7,550	3,770
平成23年度	15,020	11,260	7,510	3,750

○4分の3免除および4分の1免除は平成18年7月から実施
○平成22・23年度は、追納加算額はありません。

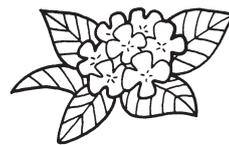
ただし、学生納付特例期間または若年者納付猶予期間よりも前に免除期間がある場合は、先に学生納付特例期間や若年者納付猶予期間を選択し、納付することも可能です。

また、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

平成24年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は左表のとおりです。

保険料の追納を希望されるときは、年金事務所が役場保険年金課で手続きをお願いします。その後、年金事務所から納付書が郵送されます。

◆問い合わせ先
○大和高田年金事務所
国民年金課
☎（22）3531
○広陵町役場 保険年金課
☎（55）1001
内線1143



人間ドック・脳ドック追加応募券 国保

国保資格確認・町税等納税状況について、町長が確認することに同意します。

申し込みドック ※いずれかに○	人間ドック	・	脳ドック
氏名	男・女		
住所	広陵町		
生年月日	昭和	年	月 日()歳
電話番号	()		

人間ドック・脳ドック追加応募券 国保

国保資格確認・町税等納税状況について、町長が確認することに同意します。

申し込みドック ※いずれかに○	人間ドック	・	脳ドック
氏名	男・女		
住所	広陵町		
生年月日	昭和	年	月 日()歳
電話番号	()		